

派遣労働における使用者責任・雇用主責任を問う ―伍賀一道の諸論稿から読み解く―

高田好章:所員

□ここで取り上げる、伍賀一道の著書と論文: 著書3、論文7

◇著書

- ・1988年本:『現代資本主義と不安定就業問題』御茶の水書房 1988年10月
- ・1999年本:『雇用の弾力化と労働者派遣・職業紹介事業』大月書店 1999年2月
- ・2014年本:『「非正規大国」日本の雇用と労働』新日本出版社 2014年10月

◇論文

- ・2000年論文:「非正規雇用―派遣労働を中心に」大原社会問題研究所雑誌 No.501 2000年8月
- ・2003年論文:「現代日本の失業と不安定就業」社会政策学会誌 第10号 2003年9月
- ・2005年論文:「今日の間接雇用をめぐる論点 ―日本とオーストラリアの現状を踏まえて―」東京経大会誌 241号 2005年1月
- ・2006年論文:「現代日本の間接雇用:派遣労働・業務請負を中心に」金沢大学経済学部論集 26巻21号 2006年3月
- ・2007年論文:「間接雇用は雇用と働き方をどう変えたか ―不安定就業の今日的断面―」経済理論 第44巻第3号 2007年10月
- ・2009年論文:「派遣労働は働き方・働かせ方をどのように変えたか―間接雇用の戦後史をふまえて―」大原社研雑誌 604 2009年2月
- ・2011年論文:「現代の派遣労働の構造とリスク―ILO 181号条約は労働者保護を実現するか―」立命館経済学 59巻6号 2011年3月

□今回の報告へのキッカケ:伍賀の2007年論文への森岡孝二[2010]「労働者派遣制度と雇用概念」による批判

- ・森岡孝二「労働者派遣制度と雇用概念」彦根論叢 382 2010年1月
- ・森岡: 伍賀論稿を高く評価: 重要な論点を批判: 雇用主責任を代行サービス商品化
派遣会社はまともな雇用主ではない: 雇用関係と指揮命令関係(使用関係)を分離雇用関係
近代的な雇用概念: 派遣会社の雇用は「まともな雇用」でない.; 労働者派遣制度は雇用関係が成立せず
例示: 水は水素と酸素の化合物: 水素と酸素を分離すれば水ではない
- ・伍賀のこれまでの論拠と回答: 雇用主責任代行サービス: 全面的に実行せず空洞化→…形式を商品化
伍賀の「雇用主責任代行サービス商品化」論理の経緯を辿る: 森岡からの批判を検討

※「雇用主責任」・「使用者責任」に的を絞って、伍賀の1988年から2014年までの論考を検討する

◇1988年本:『現代資本主義と不安定就業問題』御茶の水書房

※1985年に派遣法成立、その直後の本である。

※不安定就業労働者が主テーマ、第7章として「派遣労働者論」を配し、出来上がったばかりの派遣労働者を扱う。

※この時点では、法的に製造派遣は認められず、法的にソフトウェア、事務部門の派遣労働を対象に論じている

※ここでは、特に、雇用主責任について、取り上げる。それがのちの「雇用主責任代行サービス」論に関係している

- ・不安定就業労働者の利用増大が。「使用者概念」と「労働者概念」の変更 : 伍賀[1988]p.150-1
- ・派遣労働者利用の理由: 使用者責任・雇用管理責任の免除、団体交渉の回避 : 伍賀[1988]p.151
- ・公然と指揮命令ができる制度: 社外工は形式的に不可、それを可能にし、「使用者責任」が限られた範囲 : 伍賀[1988]p.161
- ・寄生的雇用管理の新たな形態へ: 労働者供給事業から社外工制度へ、そして派遣労働へ : 伍賀[1988]p.162

※労働者供給事業禁止措置の新たな意義: 若干分かりにくい。派遣にも労働者供給事業禁止措置を使うか、問う必要あり

◇1999年本:『雇用の弾力化と労働者派遣・職業紹介事業』大月書店

※1999年12月のポディティブリストからネガティブリストへの直前の本である。

- ・三面雇用関係(間接雇用): 労働者を指揮命令し使用者責任を他者(派遣元)に転嫁: 寄生的雇用管理: 伍賀[1999]p.128
- ・派遣先企業の使用者責任を明確にすることが肝心である : 伍賀[1999]p.128

◇2000年論文:「非正規雇用―派遣労働を中心に」大原社会問題研究所雑誌

※この論稿では、「使用者責任」について、高梨昌の主張を取り上げている

- ・高梨昌の1980年の、使用者責任についての主張を取り上げる: : 伍賀[2000]p.16
- ・派遣事業を国の許可制: 使用者責任を明確にする: 公的規制を加える
- ・登録型については、: 民間職業紹介事業の許可職種の見直し: 公的規制: 派遣先が使用者責任を負う
- ・派遣制度は、派遣先が雇用責任を負わずに人を使える例外的・特権的措置: 高梨「規制緩和と雇用政策」週刊労働ニュース: 1995年11月13日付 : 伍賀[2000]p.20

◇2003年論文:「現代日本の失業と不安定就業」社会政策学会誌

- ・派遣元と労働者との雇用関係: 形式のみで実態がなければ労働者供給事業と判断 : 伍賀[2003]p.6, 7

- ・近年、形式と実態の乖離、派遣労働の原理の形骸化が顕著:派遣先による「選考」が一般的:伍賀[2003]p.7
 - ・選考は派遣元の専権事項: 派遣先の指揮命令の立場から選考権の行使を要求
 - ・雇用関係と指揮命令の分離の自己否定: 派遣元と派遣労働者の雇用関係:形式
 - ・実体として、派遣先がその雇用関係を左右している 労供として判断すべき
- ※本来の「雇用関係」で当然である「雇用主責任」を全うしていない:そのような派遣は違法である、と論理建て

◇2005年論文:「今日の間接雇用をめぐる論点—日本とオーストラリアの現状を踏まえて—」東京経大会誌_____

- ※伍賀2014年本の第3章に、この論文を収録・加筆、とあり、間接雇用に関する伍賀の開始・基礎論文である。
- ・間接雇用の経済的意味: 派遣元は派遣先に労働力を「リース」: 伍賀[2005a]p.13
- ※「労働力のリース」初出と「労働力のレンタル」:引用・元祖: 水谷謙治「アメリカ・人材派遣業の研究」1993
 - ・水谷は、「レンタル」を主に使うが、「リース会社」とも書く
- ※「労働力のリース」と「労働力のレンタル」の論点: 「2007年論文」で考察する
- ・派遣法: 供給先(派遣先)から供給元(派遣元)への雇用主責任の転嫁を制度化: 伍賀[2005a]p.13-14
- ・労働者供給事業は禁止されたが、派遣を、その復活とみる: 伍賀[2005a]p.14-5
- ※仲野組子は、派遣労働を「雇用関係そのもの下請け」としている(仲野 2000,p159)

◇2006年論文:「現代日本の間接雇用:派遣労働・業務請負を中心に」金沢大学経済学部論集_____

- ※伍賀2014年本、「あとがき」にこの論文の収録記述無:、しかし間接雇用論の構築に重要な論文
- ※この論文の形成: 2005年10月の社会政策学会大会非定型労働部会報告要旨に加筆した、と最後に付記
- ※2005年論文「今日の間接雇用をめぐる論点」での不十分な点を追加、と注記
- ※その後の論文でこの論文の不十分な点を書き、2014年本への収録関係論文のリストから外したと思われる
- ※感想: この論文は、間接雇用の多岐にわかる問題点を解き明かしている、優れた論文
 - また、後の森岡批判に十分に予め答えている論文である:森岡批判への一定の論点となる
- ・今日の間接雇用の特徴:間接雇用の増加:民間企業のオフィス、製造ライン、大型家電店、 物流センター:等々
 - ・実態は、「労働力のリース」: 伍賀[2006]p.7 ※「労働力のリース」の2度目の使用
- ・間接雇用の合法化・派遣法:違法とされた労働者供給事業から、以下を定めて合法化、
 - 1)派遣元と労働者との雇用関係成立、2)派遣先と労働者との指揮命令関係、雇用関係なし:伍賀[2006]p.13
- ・指揮命令する派遣先から派遣元への雇用主責任の転嫁の制度化: 伍賀[2006]p.13
- *雇用主責任とは: 労働基準法、労災保険法、雇用保険法、健康保険法、労働組合法、労働関係調整法、厚生年金保険法、民法等における使用者、または雇用主としての義務を遂行すること: 伍賀[2006]p.13
 - ※なお、この文章は、厚労省のHPに掲載されている「労働者供給事業の意義等」文書から引用
- ・派遣法の合法化の経済的意味→「雇用主責任代行サービスの商品化」の容認: 伍賀[2006]p.14
 - ※「雇用主責任代行サービスの商品化」:ここで初めて出た規定:※森岡からの批判の対象が2006年論文にも出ている
- ・派遣元が派遣先の雇用責任代行:料金支払い・代行サービス購入、雇用責任の大半免れ: 伍賀[2006]p.14
- ・雇用主責任代行: 訓練費・保険・福利厚生などが節約 固定費から変動費へ: 伍賀[2006]p.14
- ・「代行サービス」が確実に遂行される保障なし:派遣業者間の料金切り下げ競争: 伍賀[2006]p.14
 - ・雇用責任の空洞化: 派遣先はコストの割安さを求める : 伍賀[2006]p.14
- ・派遣法の制定のいまひとつの意味・意図: 偽装請負を利用するユーザー責任の回避
 - ・職安法:供給先も処罰対象: 派遣法・行政解釈を変更・偽装請負でユーザーは処罰対象外: 伍賀[2006]p.15
- ※偽装請負が大きく拡がり、また業界からの要請があったためか

◇2007年論文:「間接雇用は雇用と働き方をどう変えたか—不安定就業の今日的断面—」経済理論_____

- ※経済理論学会の学会誌『経済理論』の特集「雇用と労働のゆくえ」への掲載論文
- ※経済理論学会は経済学のような問題を論じる学会: 主に理論的な立場からの考察:実証分析的な考察が多い労働問題を取り上げることは少ない: 巻頭に伍賀論文:間接雇用の問題が経済学にとり重要な論点となることを示す
- ※伍賀2014年本の第3章に加筆掲載された論文:間接雇用問題に対する一つの終着点を示した重要な論文
- ※森岡論文2010で、批判の対象とされた論文
- ・間接労働者数:公式統計ではとらえきれない: 短期業務請負を含め、300万人を超えると予想: 伍賀[2007]p.8
- ・社外工制度との対比:今日の製造ラインの業務請負: 一時的・季節的、欠員を迅速に確保、経費割安、雇用管理軽減、雇用調整容易: 専門性、技術への期待はわずか: 伍賀[2007]p.9
- ・業務請負という働き方・働かせ方 伍賀[2007]p.10
 - ・固定費の変動費化:雇用調整サービスをうりもの: 労働力のレンタル化:労働力供給
 - ・雇用の短期化、不安定: ユーザーの業務量増減対応:雇用調整が容易:・昇給の展望無:低技能単調労働従事

※「労働力のリース」・「労働力のレンタル」の用語の論点:

2005年論文に出てくるが、そこで引用されているのは水谷謙治の1993年論文「アメリカ・人材派遣業の研究(続・完)」『立教経済研究』第47巻第1号を引用である。ただし、

※2006年論文まで「労働力のリース」を使用: この2007年論文で、「労働力のレンタル」に変更

※この論文の後半で、特に節をたてて「今日の間接雇用の性格—労働力のレンタル化、雇用主責任代行サービスの商品化」と題して、「レンタル」という用語を多用している: その節の注:水谷謙治論文引用

※水谷論文では「リース」と「レンタル」の両方の用語が出てくるが、「リース会社」と使い、主に論理展開では、「レンタル」を使っている: 人材レンディング “renting help” の概念

※リースとレンタルの相違点:契約:長期:リース、短期:レンタル:コピー機リース、DVDレンタル、レンタカーとリース車

※リースとする理由:伍賀の研究: 社外工から業務請負を経て派遣、派遣を拡大した製造業派遣までを論じる

社外工は長期の仕事、業務請負でも同様に1年以上の長期の仕事

※レンタルへの変更の理由: 派遣・業務請負が長期から短期への変化

派遣・業務請負が多くなってきた現実がある。これはこの2007年論文の重要な論点であり、不安定雇用を論じることになる。そこで、「リース」ではなく、短期である「レンタル」が適当としたと思われる: rentng help → 短期

1920年代後半のアメリカで派遣の始まりの時に、rentng help と名付け: 派遣業は短期的な性格を初めから持っていた

・短期業務請負・日雇い派遣:実態は職業紹介: 伍賀[2007]p.6

※ここは重要: 派遣は職業紹介: 報告者は、そもそも派遣業は職業紹介の一つの姿であると考えている。労働者が派遣会社を訪れるのは仕事を探しているからであって、派遣会社に勤めたいからではない。労働者は派遣会社を雇用主とっていない。それが証拠に、派遣会社も職業紹介業を兼業し、伍賀の2005年論文でもオーストラリアでも派遣と職業紹介を兼業していることが紹介されている。風呂屋の番台の暖簾から隣に行けないが派遣は可能!

・雇用主責任が空洞化: 派遣元も派遣先も責任を負わない: 雇用主責任は宙にういたま: 伍賀[2007]p.6

・今日の間接雇用の性格: 労働力のレンタル化、雇用主責任代行サービスの商品化: 伍賀[2007]p.13

・派遣先は、指揮命令するが雇用主責任を回避

・派遣元でのコスト引き下げ: 自社職員減、賃金抑制、社会保険回避 :雇用主責任の空洞化: [2007]p.14

◇2009年論文「派遣労働は働き方・働かせ方をどのように変えたか—間接雇用の戦後史をふまえて—」大原社研誌

※伍賀2014年本、3章に加筆・収録

※前半は、2007年論文と同じことを記述:雇用主責任代行サービス 雇用主責任空洞化のリスク 等

・商品化したサービス:雇用主責任代行サービス、コスト削減サービス、雇用調整サービス の3つ: 伍賀[2009]p.10

・「改革への課題」と題し問題提起: 雇用主責任の明確化と保証: 伍賀[2009]p.21-22

・派遣先の使用者責任明確化が重要:派遣元が雇用主責任を代行できない場合:

派遣が雇用主責任を取ること、あるいは直接雇用とみなすこと: 伍賀[2009]p.22

◇2011年論文:「現代の派遣労働の構造とリスク—ILO 181号条約は労働者保護を実現するか—」立命館経済学

※伍賀2014年本、終章・補論に収録・加筆

・森岡孝二からの批判を受けて伍賀一道の論稿: 森岡から批判された箇所:伍賀2007年の論文から:

「[間接雇用の:]引用者、ここでは、派遣労働の]経済的意味は、第 1 に労働力商品をレンタルの対象とすることの容認であり、第 2 に「雇用主責任」を派遣元に代行させ、その代行サービスを商品化することの容認であった。これらの容認によって雇用関係と指揮命令関係を分離し、雇用主責任を供給先(派遣先)から免除した。つまり、労働者派遣事業では雇用主責任代行サービスが商品化され、それを派遣先は派遣元から購入する仕組みが制度化されたのである」伍賀[2007]p.14

・森岡からの批判箇所:森岡2010年論文から:

「労働者派遣制度の経済的意味を、「労働力商品をレンタル化」し、「雇用主責任代行サービス」までも商品化した点に求めている。筆者はこの点に完全に同意する。にもかかわらず、労働者派遣制度は、労働力商品のレンタル化と雇用主代行サービスの商品化をとともども容認することによって、雇用関係と指揮命令関係を分離した、という言い方をしている点には同意できない。近代的な雇用概念に照らすなら、指揮命令関係(使用関係)から分離された雇用関係は、労働条件の決定を派遣元と派遣先の商取引(派遣契約)に委ね、労働条件の決定から労働者を排除するものであって、まともな雇用関係とはいえないからである。水は水素と酸素の化合物であるが、水素と酸素を分離したとたんにもはや水ではなくなる。それと似て、労働契約は雇用と使用を分離したとたん労働契約ではなくなる(33)。伍賀氏はこうしたことを百も承知であるが、労働者派遣制度においては雇用関係は言葉の本来の意味では成立していないことを強調するためにあえて付言しておく」森岡[2010]p.52

・森岡からの問題の前提: ・「雇用主責任代行サービスの商品化」は形式: 派遣元が代行する体制の用意が必要

・伍賀はすでに、2006年論文:派遣元が雇用主責任を代行できるか疑問:空洞化を指摘: それへの再検討

・伍賀・2011年論文から: 森岡からの問いに対し、「雇用主責任代行サービスの商品化」の規定自体の再検討

「筆者は、雇用主責任代行サービスの商品化したとしても、派遣元がどこまで雇用主責任を代行しうるかについて疑問であり、しばしば空洞化するおそれがありことを指摘し(伍賀 2006)。「雇用主責任代行サービスの商品化」は形式であって、派遣元がそのサービスを代行する体制を用意しなければ空洞化することも述べたが、森岡氏の指摘を踏まえるならば、「雇用主責任代行サービスの商品化」という規定自体についても再検討する必要があると考える」伍賀[2011]p.185

- ・その論点：
 - ・派遣元は本来、派遣先が負うべき使用者責任を代行できるのか、現実に代行しているのか
 - ・そうでなければ、雇用関係と使用関係の分離は虚構となる：伍賀[2011]p.186
 - ・雇用主責任を派遣元が代行できるかどうか、再吟味する：伍賀[2011]p.186
 - ・派遣元は、使用者といえるか、使用者責任を代行できるか：派遣の雇用関係は「特異」で、派遣元の多くは、本来の意味の使用者(雇用主)と呼べない状態にある：伍賀[2011]p.187
 - ・登録型派遣：使用者としての実質は形骸化する可能性高い：派遣契約で決定：伍賀[2011]p.187
 - ・常用型派遣：雇用は安定：が、派遣先が見つからなければ、雇用契約に影響及ぶ：伍賀[2011]p.188
 - ・ソフトフェア開発：他社に派遣：派遣元の使用者としての実態は形骸化：伍賀[2011]p.188
- ・伍賀の結論：「雇用主責任代行サービスの商品化」→「雇用主責任(使用者責任)代行サービスという形式」を商品化
 - ・「雇用関係と使用関係(指揮命令関係)の分離」も、虚構
 - ※その責任とは、単なる「形式」であると、「考えるべきだろうか」伍賀[2011]p.188・・・と、疑問形と終わっている！
- ※報告者は「空洞化」で十分ではないかと思うが、「形式」・「虚構」とさらに論をすすめることで、派遣の実態を暴く

◇2014年本『「非正規大国」日本の雇用と労働』新日本出版社

- ・半失業労働者：基幹的働く場で低賃金・雇用調整しやすい、使用者責任回避できる労働力：伍賀[2014]p.93
- ・直接雇用の原則：労働者を指揮命令する使用者は雇用主：
 - それを緩和：派遣先企業は使用者責任の大半を派遣元に負わせ、直接、指揮命令できる：伍賀[2014]p.105
- ・日雇い派遣の場合：実態は職業紹介と変わらず：ユーザー使用者責任問わず：
 - 使用者責任が宙に浮いたまま：労働者のレンタル＝労働者供給事業そのもの：伍賀[2014]p.108
- ・派遣労働：他の間接雇用に比べユーザーの使用者責任を負わず、直接指揮命令できる制度：伍賀[2014]p.114
- ・使用者責任代行サービスについて：使用者の責任・義務のほとんどを派遣元に負わせる：
 - ・使用者責任の代行サービスを商品販売：派遣料金と引き換えに販売：伍賀[2014]p.116
- ・使用者責任の空洞化 → 使用者責任代行サービス商品の正当性の欠如：
 - 派遣料金の業者間競争：要員確保の難しさ：責任の意思のない業者参入：伍賀[2014]p.116
 - ※これまでの論文に比べて、使用者責任、とその代行サービスについて、深い考察をしている
- ・雇用関係と指揮命令関係の分離は虚構：分離は創作、制度化、使用者責任：原理的・現実も使用者責任を果たすこと不可・困難：伍賀[2014]p.116 ※森岡孝二からの批判への答え：修正したもの
- ・「雇用関係と指揮命令関係の分離」の創作は、使用者責任が派遣先に及ばない仕組みの形成：伍賀[2014]p.116-7
 - ※とても重要な指摘！！ここに、資本が派遣を利用する根幹がある
- ・派遣法制定前は、偽装請負で労働者供給事業として供給元、供給先ともに対して、是正措置：
 - ・派遣法では、供給先・派遣先の責任を問わない仕組み
 - ・派遣先に使用者責任が及ばない、「弾よけサービス」を行政・司法が援護：伍賀[2014]p.117
- ・派遣労働者活用メリット：使用者責任を派遣元に代行・権限だけ保持で、雇用調整を行うこと：伍賀[2014]p.117
- ・派遣労働の経済的意味：
 - ・派遣元が使用者責任を担えるのは限定的：代行サービス自体が限定的・形骸化
 - ・雇用関係と指揮命令関係の分離：実質的でない→虚構：雇用主・使用者責任代行サービスの商品化→虚構
 - ・実態のないサービス：商品となりえない：代行するという「形式」を商品化：伍賀[2014]p.124
 - ※森岡孝二からの批判への回答：深く思慮して出している
- ※派遣を職業紹介の変形：形式化と捉えたほうがいいのでは：
 - 労働者の側からは「仕事を探す」ことが第1番目：派遣か、ハローワークか、紹介か働く必要、生活、生きることにある

□以上の伍賀論考で提示された用語・概念の数々：

- ・寄生的雇用管理の新たな形態、形式と実態の乖離・形骸化、雇用関係と指揮命令の分離の自己否定・形式
- ・間接雇用の経済的意味：「労働力のリース」と「労働力のレンタル」、雇用主責任の転嫁を制度化
- ・「雇用主責任代行サービスの商品化」、雇用責任の空洞化、固定費の変動費化：雇用調整サービス
- ・短期業務請負・日雇い派遣：実態は職業紹介、雇用関係と使用関係の分離は虚構
- ・使用者責任代行サービス・使用者責任の空洞化、使用者責任代行サービス商品の正当性の欠如
- ・使用者責任が派遣先に及ばない仕組みの形成、「弾よけサービス」を行政・司法が援護
- ・代行サービス自体が限定的・形骸化、代行するという「形式」を商品化

以上